

日常生活自立支援事業 生活支援員募集案内

富山県地域福祉権利擁護センターでは、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など、日常生活において判断能力に不安のある方々が、地域で安心した生活を送ることができるよう、様々な福祉サービスの利用に関する相談や手続き支援、日常的金銭管理のお手伝いをする「日常生活自立支援事業」の生活支援員を募集しています。

主な活動内容としては、利用者宅へ月に数回訪問し、預金を払い戻してご本人へ渡すとともに、日々の生活や福祉サービスのことで困っていることはないかなどの相談に応じていただきます。

[応募資格]

- ① 20歳以上の方
- ② ボランティア活動や福祉に関心を持ち、生活支援員として市町村社会福祉協議会と協力して取り組んでいただける方（※ 現在、民生委員児童委員やホームヘルパーとして活動している方は除きます。）
- ③ 平日で週1回、1時間程度活動が可能な方
- ④ 本会が指定する生活支援員養成研修（2日間）を受講できる方

[募集人数]

若干名 ※とくに、魚津市内で活動していただける方がいらっしゃいましたら、ご連絡をお願いします。

[待遇]

- ①身分：基幹的社会福祉協議会（富山・高岡・魚津・砺波市社会福祉協議会）職員（※富山県社会福祉協議会に生活支援員としてご登録をいただき、実際の支援活動を始めていただく際に、基幹的社協と雇用契約を結びます）
- ②活動時間：1回の訪問につき 約1時間（移動時間は含みません）
- ③手当：1回につき 1,000円 の謝金をお支払いいたします
- ④その他：日常生活自立支援事業保険に加入（掛金は各基幹的社協で負担します）

[登録後の研修について]

富山県社会福祉協議会において、生活支援員養成研修を実施いたします。なお、受講されない場合は登録を取り消します。

[申し込み・問い合わせ先]

富山県社会福祉協議会・富山県地域福祉権利擁護センター

TEL：076-432-6157 FAX：076-432-6532